

令和元年 11 月 25 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機管理課長
(公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び
第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について (通知)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃より御協力を賜り感謝申し上げます。

このことについて、令和元年 11 月 13 日付け健感発 1113 第 1 号により厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたので通知します。

検疫法 (昭和 26 年法律第 201 号) 第 2 条に規定する感染症等について患者が感染した地域及び期間を正確に把握し、早期かつ確実に当該地域への渡航者に対する注意喚起等が行うことができるよう、別添のとおり当該疾患の発生届の様式が変更となりました。

今回の改正につきましては、令和 2 年 1 月 1 日から適用となります。

つきましては、郡市医師会を通じて貴会員への周知をお願い致します。

なお、公益社団法人神奈川県病院協会長あて、別途、通知しておりますことを申し添えます。

1 改正の内容

別記様式における感染地域の項目に「渡航期間」を記載項目として追加することその他所要の改正を行う。

新	旧
18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) -略- ②感染地域 (確定・推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) -略- ②感染地域 (確定・推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。 渡航期間 (出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については 入国日のみで可)	

2 適用期日

令和 2 年 1 月 1 日

問合せ先
感染症対策グループ 村岡
電話 045-210-1111 (内線4791)
ファクシ 045-633-3770